

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず経済産業省HPに掲載されている最新版をご確認ください。

# - 中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 -

## 社外高度人材活用新事業分野開拓計画策定の手引き

### 目 次

#### 1. 計画の概要

- (1) 制度の概要 · · · · · P.1
- (2) 制度活用の流れ · · · P.2
- (3) 申請者の範囲 · · · · P.3
- (4) 社外高度人材の範囲 · P.5

#### 2. 手続き方法

- (1) 申請様式の記載方法 · · P.9
- (2) 計画の認定申請 · · · P.13
- (3) 変更申請 · · · · · P.14
- (4) 認定後の手続き · · · P.15
- (5) 注意事項 · · · · · P.16

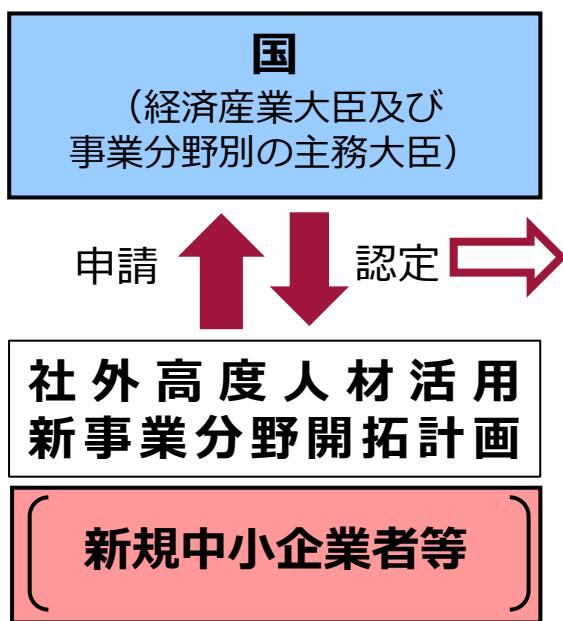
#### 3. よくあるご質問 · · · P.17

#### 4. ホームページ・問い合わせ先 · · · P.19

# 1. 計画の概要

## (1) 制度の概要

「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」は、新規中小企業者等が社外高度人材の支援を受けて新事業分野を開拓する計画であり、認定された事業者は、税制や金融の支援を受けることができます。



### 【支援措置】

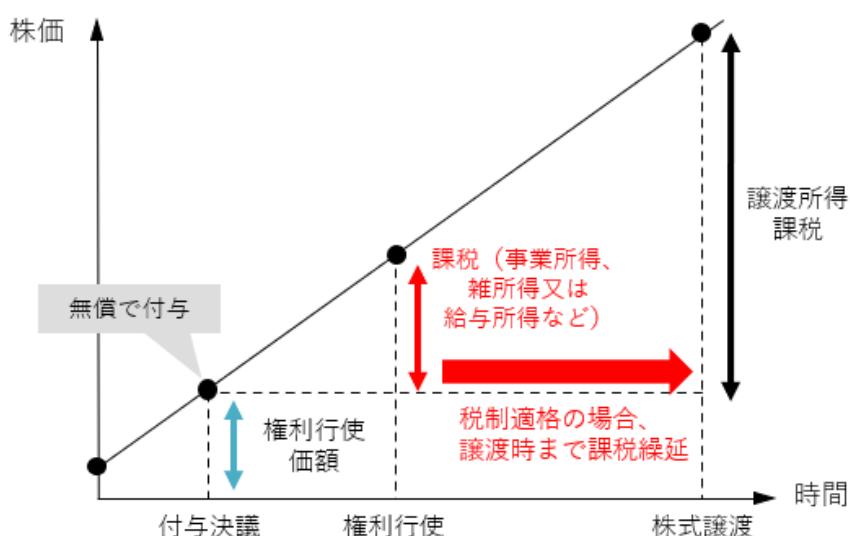
- 社外の高度人材に付与するストックオプションにかかる課税を権利行使時から譲渡時まで繰り延べる等、税制面から支援（※）

※ただし、本計画の認定以外に、租税特別措置法等の関係法令の各要件等を満たす必要があります。

- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）

※ただし、本計画の認定以外に、それぞれの金融支援ごとに定められる要件も満たす必要があります。

- ※ 認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画の社外高度人材に対して、税制適格ストックオプションを付与した場合には、①株式譲渡時までの課税の繰延べ、②株式譲渡時の税率優遇が受けられる。



# 1. 計画の概要

## (2) 制度活用の流れ

### 1. 制度の利用を検討／事前確認

#### ①申請者の範囲を確認

(新規中小企業者等であること、VC等から出資を受けていること等)

#### ②契約する社外高度人材の要件を確認

(国家資格を有すること等)



### 2. 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の策定

下記の事項を申請書に記載。契約する社外高度人材1名につき1つの計画を策定。

#### ①会社の概要

#### ②社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

#### ③社外高度人材新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

#### ④当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

#### ⑤社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法



### 3. 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の申請・認定

#### ①経済産業大臣及び事業を所管する大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出。

#### ②認定を受けた場合、経済産業大臣及び事業を所管する大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約45日かかります。）



### 4. 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の開始、実行

社外高度人材を活用し、新事業分野開拓のための取組を実行。

# 1. 計画の概要

## (3) 申請者の範囲

申請者は、ア. 新規中小企業者等に該当し、イ. VC等出資要件を満たす必要があります。

### ア. 新規中小企業者等

(法第2条第1項～第4項、第8項、中小企業等経営強化法施行令第2条第2項・第4項、中小企業等経営強化法施行規則（以下「施行規則」）第2条)

申請者は、以下①新規中小企業者等の要件に該当するものであること。  
(課税の特例の適用を受けようとする場合はさらに株式会社であること。)

#### ①新規中小企業者等の要件

設立年数	要件
設立から5年未満の申請者	「中小企業者等」に該当すること
設立から5年以上10年未満の申請者	<ul style="list-style-type: none"><li>前年又は前事業年度において試験研究費等の割合が収入金額の5%を超える「中小企業者」 又は</li><li>・ソフトウェアの開発、情報ネットワークの構築その他これらに類する業務（※）に従事する常勤従業員の割合が、全常勤従業員のうち2%を超える「中小企業者等」</li></ul> <p>※情報処理サービス業（他人の需要に応じてする情報処理の事業）、ソフトウェア業（他人の需要に応じてするプログラム作成の事業）その他これらに類する事業に関する専門的な業務又は事業者の生産性の向上を図るために行うもの</p>

#### ②「中小企業者」とは

業種	資本金	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（※） ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5000万円以下	200人以下

#### ③「中小企業者等」とは

資本金額10億円以下又は常時使用する従業員数が2000人以下を満たす、

a. 個人事業主 又は

b. 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）

※a. 個人事業主の場合は開業届が提出されていること、b. 会社の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

# 1. 計画の概要

## (3) 申請者の範囲

### 1. VC等出資要件

(法第2条第8項、施行規則第3条)

申請者は、以下のア～キのいずれかであって、かつ下記(1)又は(2)を満たすVC等から投資及び指導を受けている者であること。

ア. 組合(民法第667条第1項)

イ. 匿名組合(商法第535条)

ウ. 投資事業有限責任組合

エ. 有限責任事業組合

オ. 外国に所在するア～エに類似する団体

カ. 株式会社

キ. 合同会社

(1) 新事業活動に対する資金供給その他の支援を行う者

(2) 新事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行う者

※VC等は、例えば以下を想定している。

①ベンチャーキャピタル(ファンド)であって適格機関投資家等特例業務の届出を行っている者

参考：金融庁HP (<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/tokurei.html>)

②上場会社であってベンチャー投資を行っている者

上記要件に加え、申請者は課税の特例を受ける場合、下記要件を満たす必要があります。

- ・大規模法人グループに所属する会社でないこと
- ・上場企業でないこと
- ・風俗営業を行っていないこと
- ・暴力団による支配を受けていないこと

(社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令(以下「主務省令」)第5条第1号～第4号)

# 1. 計画の概要

## (4) 社外高度人材の範囲

(法第2条第8項、施行規則第4条)

社外高度人材とは、以下①～⑨のいずれかに該当する者です。それぞれ下記に記載した確認書類を提出してください。1つの計画で活用できる社外高度人材は1人のみです。当該社外人材の活用方法は業務委託契約を締結して活用する場合に限ります（雇用は不可）。

### ①国家資格を有する者

確認書類：国家資格の合格証明書(写)等

※ 国家資格とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。

### ②博士の学位を有する者

確認書類：修了証明書又は学位取得証明書等

### ③高度専門職の在留資格をもって在留している者

確認書類：在留資格認定証明書又は在留カード(写)等

※ 高度専門職の在留資格とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の上欄に記載のものをいう。

### ④学校教育法による大学の教授又は准教授の職にある者

確認書類：

①大学発行の証明書 又は

②大学の教授又は准教授の職にあることを証するホームページの該当部分を印刷した資料及び当該ホームページのURLを記載した文書

### ⑤上場会社又は一定の非上場会社の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）

### 又は重要な使用人（執行役員等）として1年以上の実務経験がある者

確認書類：

①登記事項証明書（役員欄が確認できるもの）、有価証券届出書（役員又は重要な使用人欄が確認できるもの）、有価証券報告書（役員又は重要な使用人欄が確認できるもの）、辞令、会社発行の在籍証明書、役員又は重要な使用人であることを証するホームページの該当部分を印刷した資料及び当該ホームページのURLを記載した文書、役員又は重要な使用人であることを証する書類(様式自由)等のいずれか

②実務経験の内容及び期間を記載した書類(様式自由) 及び

③（一定の非上場会社の場合）投資及び指導を受けているVC等の名称を記載した書類（様式自由）

※ 一定の非上場会社とは、上場会社でない会社のうち、VC等から投資及び指導を受ける会社に限ります。VC等とはP.4に記載するVC等を指します。

※ 重要な使用人とは、会社法第362条第4項第3号又は会社法第399条の13第4項第3号に規定する重要な使用人を指します。

# 1. 計画の概要

## (4) 社外高度人材の範囲

(法第2条第8項、施行規則第4条)

### ⑥将来において成長発展が期待される分野の、先端的な人材育成事業に選定され、従事していた者

確認書類：

- ①修了証明書等 又は
- ②当該人材育成事業に選定され従事していたことを証するホームページの該当部分を印刷した資料及び当該ホームページのURLを記載した文書

※ 国又は国から委託を受けた機関が実施する事業に限る

- 例) 未踏事業 ([https://www.ipa.go.jp/jinzai/mitou/portal\\_index.html](https://www.ipa.go.jp/jinzai/mitou/portal_index.html))
- 異能 (Inno) vation (<https://www.inno.go.jp/about/>)
- NEDO Entrepreneurs Program (<https://nep.nedo.go.jp/>)
- NEDO Technology Startup Supporters Academy ([https://www.nedo.go.jp/koubo/CA1\\_100409.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/CA1_100409.html))

### ⑦社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡った10年間に、日本の公私の機関で製品又は役務の開発に2年以上従事し、かつ以下のいずれかに該当する者（エンジニア等のプロダクト開発従事者）

確認書類：

開発した製品又は役務の内容及び開発に従事した期間を記載した書類(様式自由)

ア. 以下の要件を満たし、上場企業※1で製品又は役務の開発に従事した場合

従業員又は外部協力者であって、開発した製品又は役務の売上高が、開発に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で全事業の売上高の1%未満から1%以上まで増加したこと

イ. 以下の要件のいずれかを満たし、上場企業以外※2で製品又は役務の開発に従事した場合

- (1) 従業員であって、製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で、所属していた機関の全事業の売上高が100%以上増加し、かつ、開発に従事していた期間の終了時点の、全事業の売上高が20億円以上であること
- (2) 従業員又は外部協力者であって、開発した製品又は役務の売上高が、開発に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で100%以上増加し、かつ、開発に従事していた期間の終了時点の、当該製品又は役務の売上高が2億円以上であること
- (3) 従業員であって、製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で、所属していた機関の全事業の試験研究費等※3が40%以上増加し、かつ、開発に従事していた期間の終了時点の、全事業の試験研究費等が2500万円以上であること
- (4) 従業員又は外部協力者であって、開発した製品又は役務の試験研究費等が、開発に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で40%以上増加し、かつ、開発に従事していた期間の終了時点の、当該製品又は役務の試験研究費等が250万円以上であること

# 1. 計画の概要

## (4) 社外高度人材の範囲

(法第2条第8項、施行規則第4条)

⑦社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡った10年間に、日本の公私の機関で製品又は役務の開発に2年以上従事し、かつ以下のいずれかに該当する者（エンジニア等のプロダクト開発従事者）（継）

※1 社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡って10年間において継続して上場企業である場合

※2 社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡って10年間において継続して上場企業でない場合

※3 試験研究費等とは、以下の試験研究費とその他の費用のことをいう。

①試験研究費：新たな製品の製造又は、新たな技術の発明にかかる試験研究のための特別に支出する費用。

【具体例】

研究者的人件費、試験・研究のための原材料費、試験研究にかかる調査費等経費、外部への試験研究の委託費

②その他の費用：新たな技術、若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のための特別に支出する費用。

【具体例】

技術の採用にかかる費用(技術導入費、特許権の使用、マニュアル使用料等、経営組織の採用にかかる費用(販売提携や代理店採用にかかる企画担当者的人件費、会議費、調査費等)、技術の改良にかかる費用

(製品化に向けての研究者人件費や原材料費、マニュアル作成のための費用等)、市場の開拓等にかかる費用(新製品PRのための広告宣伝費・市場調査費・展示会開催費、PRグッズの制作費や広報パンフレットの作成費等)

⑧社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡った10年間に、上場会社以外の日本の公私の機関で製品又は役務の販売又は提供に2年以上従事し、かつ以下のいずれかに該当する者（営業活動従事者等）

確認書類：販売・提供した製品又は役務の内容及び製品又は役務の販売又は提供に従事した期間を記載した書類(様式自由)

- (1) 従業員であって、製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で、所属していた期間の全事業の売上高が100%以上増加し、かつ、製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の終了時点の、全事業の売上高が20億円以上であること
- (2) 従業員又は外部協力者であって、販売又は提供した製品又は役務の売上高が、製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で100%以上増加し、かつ、販売又は提供に従事していた期間の終了時点の、当該製品又は役務の売上高が2億円以上であること

# 1. 計画の概要

## (4) 社外高度人材の範囲

(法第2条第8項、施行規則第4条)

⑨社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡った10年間に、上場会社以外の日本の公私の機関で資金調達に2年以上従事し、かつ以下に該当する者（資金調達活動の従事者）

確認書類：

従事した資金調達活動の内容及び資金調達に従事した期間を記載した書類（様式自由）

従業員又は外部協力者であって、資金調達に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で、資本金等の額※が100%以上増加し、かつ、資金調達に従事していた期間の終了時点の資本金等の額が1000万円以上であること

※ 資本金等の額には資本金の他、減資により資本剰余金に振り替えた金額も含まれます。詳しくは法人税法第2条第16号をご参照ください。

### ＜参考・令和6年度税制改正による改正内容＞

	改正前		改正後
国家資格 (弁護士・会計士等)	国家資格を保有	3年以上の実務経験	国家資格を保有 削除
博士	博士の学位を保有	3年以上の実務経験	博士の学位を保有 削除
高度専門職	高度専門職の在留資格をもって在留	3年以上の実務経験	高度専門職の在留資格をもって在留 削除
教授・准教授	なし		(追加) 教授・准教授
企業の役員経験者	上場企業で	3年以上の役員経験	上場企業 又は 一定の非上場企業で 役員・執行役員等 (重要な使用人)の 経験が1年以上
先端人材	将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者		将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者
エンジニア・ 営業担当者・ 資金調達従事者等	過去10年間	製品又は役務の開発に2年以上従事	過去10年間 製品又は役務の開発に2年以上従事 製品又は役務の販売活動に2年以上従事 資金調達活動に2年以上従事 売上高要件 支出要件 売上高要件 資本金等要件

## 2. 手続き方法

### (1) 申請様式の記載方法

#### 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の申請書の入手方法

▶ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoption.html>

様式第一

＜宛名＞は、①経済産業大臣のみ又は②経済産業大臣及び社外高度人材活用新事業分野開拓計画の事業分野（業種）を所管する大臣の連名となります。ただし、各大臣が権限を委任している場合、地方支分部局の長が宛名になります。経済産業大臣の権限は地方経済産業局長に委任されているため、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方経済産業局長を宛名としてください。

なお、官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。

社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所

氏名又は名称及び

代表者の氏名

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は、以下の要領に従って、社外高度人材活用新事業分野開拓計画の必要事項を記載し、法第8条第3項各号に掲げる認定要件を満たすことを示すこと。

認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

#### 1 名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主等で法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

## 2. 手続き方法

<p>(別紙) 1. 名称等</p> <p>「法人番号」、「資金又は出資の額」は、個人事業主など、法人番号(13桁)が指定されていない場合や資金を有しない場合は、それぞれ記載不要です。</p> <p>事業者の氏名又は名称 <u>XXXX株式会社</u></p> <p>代表者の役職名及び氏名 <u>代表取締役 XXXX</u></p> <p>法人番号 <u>XXXX</u> 設立年月日 <u>XXXX年X月X日</u></p> <p>資金又は出資の額 <u>1,000 万円</u> 常時使用する従業員の数(A) <u>30名</u></p> <p>高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数(B) <u>6名</u></p> <p>BのAに対する割合(B/A) <u>20%</u></p> <p>投資及び指導を受けているベンチャーキャピタル等の名称 名称 <u>XXXX (届出日 RX.XXXX)</u></p> <p>その他の事項について、該当する場合はチェック  <input checked="" type="checkbox"/> 大規模法人グループに所属していない <input type="checkbox"/> 上場企業でない <input type="checkbox"/> 風俗営業を行っていない  <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団による支配を受けていない</p>		<p>「高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数(B)」及び「BのAに対する割合(B/A)」の欄については、P.3・1.(3)ア①の「設立から5年以上10年未満の申請者」の2点目に該当する場合以外は記載不要です。</p>				
<p>2. 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>新事業活動の類型</td> </tr> <tr> <td>生成AIを用いたチャットボット提供事業</td> <td>計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。            ①新商品の開発又は生産            ②新役務の開発又は提供            ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入            ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動</td> </tr> </table> <p>社外高度人材活用新事業分野開拓の内容</p> <p>① 新事業活動の内容 不動産関係の顧客からの依頼を受けて、サービス概要やこれまでのカスタマーサービスでの対応履歴等を踏まえて、顧客のサービスに応じた生成AIによるチャットボットを用いたカスタマーサービスを開発し、顧客に新商品として提供する。(別紙●ページ参照)</p> <p>② 活用する社外高度人材の氏名 <u>XXXX</u></p> <p>③ 新事業活動における社外高度人材の活用方法 ●●大学のXXXX教授の生成AIに関する研究結果・知見を生かして、生成AIを用いるチャットボットを開発する。</p> <p>1つの計画で活用できる社外高度人材は1名のみです。1名分のみ記載してください。</p> <p>① 社外高度人材のどのような能力を用い ② 何を達成しようとするのかを簡潔にご記載ください。</p>			事業名	新事業活動の類型	生成AIを用いたチャットボット提供事業	計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
事業名	新事業活動の類型					
生成AIを用いたチャットボット提供事業	計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動					

## 2. 手続き方法

①ニーズ、②市場規模、③競合他社、④需要の開拓の規模、⑤事業として成り立つ蓋然性を記載ください。項目を分ける必要はなく、①～⑤の要素がわかるように明示して記載していれば問題ございません。また、市場規模は見込みの数字をご記載いただければ足ります。

### 社外高度人材活用新事業分野開拓の目標

(市場規模・ニーズ、需要の開拓の規模及び事業として成り立つ蓋然性)

カスタマーサービス向けの生成 AI の市場規模は、XXX 億円と見込んでおり、現在、不動産関係のカスタマーサービスにおいては、日本において約 XXX 万人のカスタマーサービス人材が活動している。海外へ外注している企業も多く、海外のカスタマーサービス人材を含めると XXX 万人規模の人材が必要となっており、人手不足の時代に必要な人員を確保することが難しくなっている。

また、カスタマーサービスの多くは紙面によるマニュアルが多く、各人のノウハウは個人に留まるため、サービス品質の均質化に大きな課題がある。

生成 AI によるチャットボットを用いたカスタマーサービスを開発することにより、人員確保やサービス品質の均質化に対するニーズに応えることができ、下記の具体的販売計画・売上計画どおりの需要の開拓が見込まれることから、事業として成り立つ蓋然性がある。

#### (競合他社)

競合他社は、当社が確認する限り、X 社存在する。

#### (具体的販売計画)

現在は、試験導入企業 5 社、本導入 0 社。

1 年後には、試験導入企業 20 社、本導入 3 社

2 年後には、試験導入企業 50 社、本導入 20 社 を目指す。

競合他社の具体名を挙げていただく必要はございません。競合他社がいない場合、その旨をご記載ください。

#### (売上計画)

	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
売上高	100	300	900	3,000	5,000
導入社数	0	3	20	50	100

(別紙 ● ページ参照)

表等で販売計画を示してください。  
または、別資料を参照する形にする  
ことも可能です。

「(計画期間)」とは、計画全体の実施期間を指します。

「(活用期間)」とは、社外高度人材を活用する期間を指します。活用期間の全期間が、計画期間に含まれているようにしてください。

課税の特例の適用を受けようとする場合、計画期間及び活用期間は 2 年以上としてください。

### 3 実施時期

(計画期間) XXXX 年 XX 月 XX 日～XXXX 年 XX 月 XX 日

(活用期間) XXXX 年 XX 月 XX 日～XXXX 年 XX 月 XX 日

## 2. 手続き方法

### 4 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

(1) 施行規則の該当箇所(専門性)		本手引きP.5~8の1.(4)社外高度人材の範囲のうち、どれに該当するかを記載ください。
学校教育法による大学の教授又は准教授の職にある者		
(2) 基本方針の該当箇所		(1) の専門性を生かし(2)のどんな項目を達成するのかを簡素に記載ください。
<input type="checkbox"/> 製品・サービスの開発に貢献すること <input checked="" type="checkbox"/> 事業拡大や販路拡大に貢献すること <input type="checkbox"/> 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること		
(3) (1)・(2)の関連性		
XXXX教授の生成AIの知見は、サービス概要やこれまでの対応履歴を的確に把握し、自然な会話を実現し、顧客のカスタマーに対し適切な情報を提供することのできるチャットボットを開発し、事業拡大をするために必要である。		
(4) その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項		課税の特例を受ける場合、全てを満たす必要があります。
<input checked="" type="checkbox"/> 当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて2年以上活用する <input checked="" type="checkbox"/> 当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である		

### 5 当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

- 当該計画に従って付与する新株予約権の付与決議及び付与は計画期間において行う
- 当該計画に従って付与する新株予約権は当該計画に定められる業務の対価である
- 計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている
- 当該計画に従って付与する新株予約権について、法第13条の規定による課税の特例の適用を希望する

### 6 社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額(千円)	備考
カスタマーサービス向けの生成AIサービスを提供するための情報の整備・取り込み	VCからの出資	100,000	
既にサービスは開発済みのため、資金は不要	—	—	—

「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。

「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。

なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

必要な資金がなければ、その旨記載ください。

課税の特例の適用を受ける場合、全てを満たす必要があります。

## 2. 手続き方法

### (2) 計画の認定申請

#### 申請書類

認定の申請の際は下記①～⑥の書類を提出してください。

(主務省令第1条)

①申請書（様式第一及び別紙）

②社外高度人材に対する業務委託契約書の写し

（申請時に契約が未締結の場合、申請後、計画開始前に締結する予定の契約書案の写し）

③社外高度人材が要件（P.5～8を参照）に該当することを証する書類

④社外高度人材が計画内容に異議がない旨の誓約書（課税の特例を受ける場合）

⑤社外高度人材に係る以下のア又はイの書類（課税の特例を受ける場合）

ア. 住民票（写）、住民票記載事項証明書

※ 氏名、生年月日及び住所が記載されたもの

イ. アの書類に記載された氏名、生年月日及び住所が記載された下記のいずれかの書類

運転免許証（写）、運転経歴証明書の写（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券（写）、身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、療育手帳（写）、在留カード（写）、特別永住者証明書（写）、個人番号カードの写（氏名、生年月日及び住所の記載がある「表面」のみの写）

※ なお、住所が記入されていない旅券は申請書類として使用できません。

※ ⑤の書類としてイの書類を用いる場合は、電子メールによる申請が可能です。

⑥チェックシート

#### 申請先

社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（最終ページ参照）

#### 申請方法

申請方法は、上記の窓口へご相談の上、持参・郵送・メール送付等所定の方法にて提出してください。

申請書に不備がなければ、受理から概ね45日以内に認定されます。

様式の入手方法：申請書（上記①）、誓約書（④）及びチェックシート（⑥）

➤ 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoption.html>

## 2. 手続き方法

### (3) 計画の変更認定の申請

- 認定を受けた新規中小企業者等は、当該認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画を変更しようとすると、その認定をした主務大臣の変更認定を受けなければなりません。  
(計画の変更認定の対象となるのは、新株予約権について課税の特例を受けていない計画について、新たに課税の特例を受けようとする場合等)
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、法第8条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画の趣旨を変えないような軽微な変更をする時は、変更申請は不要です。
- 新事業の内容の実質的な変更、社外高度人材の役務提供の内容の実質的な変更、社外高度人材の変更・追加等は、変更認定の対象外です。
- 令和6年4月1日施行の税制改正前に認定を受けた案件の変更認定の申請には、変更後も税制改正前の様式を使用してください。

**申請書類** 変更認定の申請の際は下記①～⑨の書類を提出してください。

(主務省令第2条)

#### ①変更申請書（様式第二）

#### ②社外高度人材活用新事業分野開拓計画（変更後）

(認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画の様式第一の別紙を修正する形で作成ください。変更・追記部分については変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。計画変更により新たに課税の特例を受けようとする場合は課税の特例を受けるために記入が必要な各記入欄に追記ください。)

#### ③認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る実施状況報告書

(主務省令第2条第2項第1号に基づく書類)

#### ④認定書の写し 及び

(令和6年3月31日以前に認定された計画については) 社外高度人材の氏名が分かる書類

※⑦の書類を提出する場合は、⑦の書類で足ります。

#### ⑤社外高度人材に対する業務委託契約書の写し

(申請時に契約が未締結の場合、計画期間内に締結する予定の契約書案の写し)

#### ⑥社外高度人材が要件（P.5～8を参照）に該当することを証する書類

#### ⑦社外高度人材に係る以下のア又はイの書類

ア. 住民票(写)又は住民票記載事項証明書 ※氏名、生年月日及び住所が記載されたもの

イ. アの書類に記載された氏名、生年月日及び住所が記載されている下記

いずれかの書類

運転免許証（写）、運転経歴証明書の写（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券（写）、身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、療育手帳（写）、在留カード（写）、特別永住者証明書（写）、個人番号カードの写（氏名、生年月日及び住所の記載がある「表面」のみの写）

※住所が記入されていない旅券は申請書類として使用できません。

※⑦の書類としてイの書類を用いる場合は、電子メールによる申請が可能です。

#### ⑧社外高度人材が計画内容に異議がない旨の誓約書

#### ⑨チェックシート

※⑦及び⑧は変更に伴い新たに課税の特例を受ける場合に提出してください（既に課税の特例を受けている場合は不要です。）

様式：申請書（上記①）、様式第一の別紙（②）、実施状況報告書（③）、誓約書（⑧）及びチェックシート（⑨）

▶ 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoption.html>

※申請方法及び申請先は前ページ（2）

の計画の認定申請と同様

## 2. 手続き方法

### (4) 認定後の手続き

申請前に必ずお読みください。

**課税の特例の適用を受ける計画認定又は計画変更認定を受けた新規中小企業者等は、下記①～③の報告を、それぞれ下記に定められた時期に必ず行ってください。重要な報告です。**

本報告に用いる様式は別途経済産業省HPに掲載する（「社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る課税の特例に関する報告書」）を使用し、原本1通を、新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（最終ページ参照）に対し提出してください。

なお、③のア～ウのいずれかの報告を行った場合、以降①～③の報告は不要とします。

- ①提出された社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書（以下「申請書」という。）で定める「活用期間」において引き続き日本国内のみで社外高度人材の活用を行っていることを、当該活用期間中の各事業年度終了後3月以内に主務大臣に対し報告すること。
- ②申請書で定める「計画期間」において、社外高度人材が引き続き日本国内の居住者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。）であることを、当該計画期間中の各事業年度終了後3月以内に主務大臣に対し報告すること。
- ③以下の場合、都度その旨を報告すること
  - ア 社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って付与される法第13条の新株予約権の権利行使期間が終了した場合
  - イ 当該新株予約権が全て行使された場合又は消滅した場合
  - ウ 社外高度人材が国外転出（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第29条の2第1項第7号に規定する国外転出をいう。）を行った場合

## 2. 手続き方法

### (5) 注意事項

申請前に必ずお読みください。

①課税の特例の適用を受けようとする場合、認定された計画に従って付与する新株予約権の行使は、必ず社外高度人材による貢献業務終了後に行われることとします。貢献業務終了前に当該新株予約権の行使がされないようにしてください。（社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令第5条第8号の解釈）なお、「貢献業務」とは、認定された計画で定める新事業活動に資する業務を実質的に行うことを言います。

②課税の特例の適用を受けようとする場合、社外高度人材は、計画の開始の日から、認定された計画に従って付与される新株予約権の全ての権利行使の日までの期間においては、計画に関する貢献業務を引き続き日本国内のみで行いかつ当該期間において引き続き日本国内の居住者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。）でなければなりません。

③課税の特例の適用を受けようとする場合は、本計画の認定を受けること以外に租税特別措置法等の関係法令の要件を満たす必要があります。※次に掲げる例以外にも複数の要件がありますので、ご確認ください。

例) ○新株予約権の付与決議に基づき株式会社と特定従事者との間に締結された新株予約権に係る契約に下記の要件等が定められていること。

（租税特別措置法第29条の2第1項）

- ・権利行使は、付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間に行わなければならない
- ・権利行使価額の年間の合計額は1200万円を超えない 等

○付与決議に基づく契約により特定従事者に特定新株予約権を与える株式会社は、特定新株予約権の付与に関する調書をその付与をした日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出すること。 （租税特別措置法第29条の2第6項）

④金融支援を受けようとする場合は、本計画の認定を受けること以外に金融支援措置ごとに定められる要件を満たす必要があります。

### 3. よくあるご質問（隨時更新予定）

Q1：計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

A：標準処理期間は45日です。申請書に不備がある場合は、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

Q2：申請のタイミングはいつにすればいいでしょうか。

A：ストックオプションの課税の特例は、申請した計画に則ってストックオプションを付与した場合に限り適用されますので、その付与の契約の前には申請をした上で、計画認定を受ける必要があります。

Q3：計画期間の開始日は計画認定の日より前とすることはできますか。

A：できません。計画期間の開始日は計画認定の日以降となるように記載する必要があります。もし、申請書に記載の計画開始日より後に計画認定がされた場合は、計画期間の開始日は計画認定の日とみなされます。

Q4：業務委託契約の期間については、何か決まりはありますか。

A：業務委託契約の開始日は、計画期間の開始日と同日かそれ以前である必要があります。また、業務委託契約の開始日は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材に付与される新株予約権の付与決議日及び付与日より前であることが必要です。付与決議日及び付与日は申請書に記載頂くものではございませんが、この点ご確認頂いたうえで申請してください。

Q5：1つの申請で活用できる社外高度人材は何名までですか。

A：1名のみとなります。ストックオプションを付与する方1名につき、1つの計画を出してください。例えば、1つのプロジェクトで活用する人材が複数名いる場合は、それぞれの方について、税制適格の対象とすることは可能ですが、1名ずつ申請を行ってください。

Q6：認定された計画で活用する社外高度人材を追加したいのですが、どうすればいいですか。

A：1計画につき、社外高度人材は1名のみの認定となります。そのため、計画で活用する社外高度人材を増やしたい場合は、既存の認定計画とは別に新たな計画を申請してください。

Q7：社外高度人材と結ぶ契約は、無報酬の契約でも可能ですか。

A：無報酬の契約でも問題ありません。基本方針では、下記のとおり定められており、雇用以外という要件しか存在しないためです。

※中小企業等の経営強化に関する基本方針 第2・2・三

社外高度人材の活用方法は、雇用（民法（明治29年法律第89号）第623条に規定する雇用をいう。）以外の契約方法であって、当該新規中小企業者等と当該社外高度人材の間の契約に基づくものとする。

### 3. よくあるご質問（隨時更新予定）

Q8：認定された計画で活用する社外高度人材を変更したいのですが、どうすればいいですか。

A：計画の変更認定の対象外となりますので、一旦、既存の認定計画について、主務大臣による認定取消しを行ったうえで、改めて新規の計画を作成し認定を受けてください。

Q9：計画変更申請手続き中の既存計画の効力はどうなるでしょうか。

A：変更手続中も、既存の認定計画が計画通り実施されている場合には、既存の認定計画の効力は継続します。

Q10：認定の取消しが必要な場合はありますか。

A：次のような場合は、認定要件を満たさない状態となりますので、認定取消しとなります。取消手続については、Q11をご覧ください。

例：認定を受けた会社の解散や事業の中止があった場合。

社外高度人材へ新株予約権を付与しないこととなった場合。

社外高度人材が認定を受けた活用期間内に要件を満たさない状態となった場合（当該事業から外れ独立する、活用期間内に申請会社と雇用関係となる等）。

Q11：社外高度人材が計画内容に貢献してくれない場合、認定の取消しはできますか。

A：主務大臣は、認定した社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができます。社外高度人材が計画の実施に貢献することは、認定の要件ですので、貢献しない場合、認定は取消しとなります。

また、原則、認定の取消しは不利益処分にあたるので行政手続法に則り聴聞手続きを踏んで取消しを行う必要がありますが、例外的に認定の取消事由にあたる旨の届出があった等行政手続法第2条第4号ただし書ハ、ニ ※に該当するような場合には不利益処分にあたらないので、聴聞手続を省略可能となります。この場合、別途経済産業省HPに掲載する「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定取消しについて」を使用し、原本1通を、申請をした窓口にご提出ください。また、この際、取消しを希望する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の写しを添付してください。

※行政手続法第2条第4号ただし書

ハ　名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ　許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

## 4. ホームページ・問い合わせ先

＜ホームページ＞

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoption.html>

＜問い合わせ先＞

○制度利用申請のご相談について

制度利用の申請をされる際は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方経済産業局にお問い合わせください。

問い合わせ先	メールアドレス・ 電話番号	所在地
北海道経済産業局 経営支援課	bzl-hok-sogyo@meti.go.jp 011-756-6718	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階
東北経済産業局 産業技術革新課	bzl-thk-sougyo@meti.go.jp 022-221-4882	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階
関東経済産業局 産業技術革新課 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	bzl-kanto-so@meti.go.jp 048-600-0236	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階
中部経済産業局 イノベーション推進課 (愛知、岐阜、三重、富山、石川)	bzl-chb-innovation@meti.go.jp 052-951-2774	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 総合庁舎4階
近畿経済産業局 創業・経営支援課 (福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山)	bzl-kin-incubation@meti.go.jp 06-6966-6014	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館3階
中国経済産業局 経営支援課新事業支援室	bzl-chugoku-shinjigyosien01@meti.go.jp 082-224-5658	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館3階
四国経済産業局 新事業推進課	bzl-shikoku-sougyou@meti.go.jp 087-811-8517	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館7階
九州経済産業局 産業技術革新課 新事業創造推進室	bzl-jstartup-kyushu@meti.go.jp 092-482-5439	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6階
沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	bzl-oki-sogyo@meti.go.jp 098-866-1730	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階

○制度全般について

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室

TEL：03-3501-1569